

花王のアプローチ

花王は、科学的根拠に基づくリスク評価手順とリスク管理手順を用いて、化学物質が人の健康と環境にもたらす著しい悪影響を最小化する方法で使用・生産されるように、SAICM(国際化学物質管理戦略)に沿って、開発、製造、および使用から廃棄に至るライフサイクル全体にわたって化学物質を適切に管理し、持続可能な社会の実現に貢献することをめざしています。

社会的課題と花王が提供する価値

2002年に開催された「持続可能な開発に関する世界首脳会議(WSSD^{※1})」では、「予防的取組方法に留意しつつ、透明性のある科学的根拠に基づくリスク評価手順とリスク管理手順を用いて、化学物質が人の健康と環境にもたらす著しい悪影響を最小化する方法で使用・生産されることを2020年までに達成する」との国際目標、いわゆるWSSD2020年目標が合意されました。その後、この目標の達成に向けて、2006年の第1回国際化学物質管理会議(ICCM^{※2})において「国際的な化学物質管理のための戦略的アプローチ(SAICM^{※3})」が取りまとめられ、国連環境計画(UNEP)において承認されました。

花王では、原料から最終製品まで、多くの種類の化学物質を取り扱っており、以前から、使用または製造している化学物質の適切な管理に努めてきました。2001年には、「化学物質総合管理システム」を独自に構築し、原料・製品の品質管理や各国法規制遵守、安全性確保等の化学物質の適正管理を行なっています。さらに、SAICMの採択など、世界的な化学物質管理強化の動き

を踏まえ、2009年に公表した「環境宣言」の中期目標で「SAICMに沿って積極的に化学物質の管理に努める」ことを掲げ、2012年には「SAICM推進委員会」を発足させ、化学物質の管理をさらに強化しています。

花王は、SAICM推進活動を通して、開発、製造、および使用から廃棄に至るライフサイクル全体にわたって化学物質の適切な管理を推進し、持続可能な社会の実現に貢献することをめざしています。

※1 WSSD

持続可能な開発に関する世界首脳会議。World Summit on Sustainable Development

※2 ICCM

国際化学物質管理会議。International Conference on Chemicals Management

※3 SAICM

国際的な化学物質管理のための戦略的アプローチ。Strategic Approach to International Chemicals Management

貢献するSDGs



方針

花王では、家庭用製品から工業用製品まで幅広く化学物質を取り扱っており、以前から、積極的に化学物質管理を進めてきました。さらに、より安全かつ適切に化学物質を使用するために、国際的に合意されたSAICMに沿って化学物質管理を推進・強化しています。2013年に策定した「SAICM推進の基本方針」は、花王の化学物質に関する全社的な管理方針を規定したものであり、花王の化学物質管理のベースとなっています。

SAICM推進の基本方針

1. より安全性にすぐれ、価値のある化学物質の開発と使用、環境負荷の少ない製造プロセスの開発
2. 科学的なリスク評価とライフサイクル全体を通じた化学物質管理
3. 化学物質に関わる法規制・自主基準の遵守と国際協力・国際協調の推進
4. ステークホルダーとのリスクコミュニケーションの推進



→詳細は「SAICM推進の基本方針」
<http://www.kao.com/jp/corporate/sustainability/environment/statement-policy/statement/saicm-policy.html>

化学物質総合管理システム

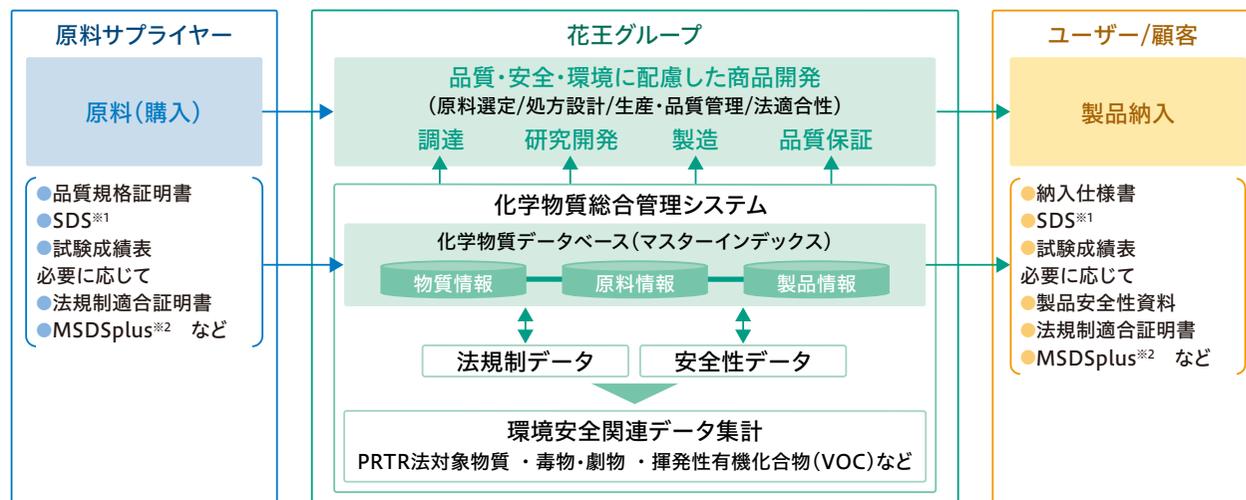
花王では、家庭用製品および工業用製品の安全・安心を確保するために、個々の原料・製品に「マスターインデックス(Master Index)」というグループ共通コードをつけた「化学物質総合管理システム」を2001年に独自に構築し運用しています。製品に含まれる種々の原料について、その構成成分にまで分解して登録しており、製品ごとにどのような品質、安全性、防腐性、法規情報などを持った原料が使われているかを瞬時に確認することができるため、万一原料に問題が発生した場合や、新たな懸念物質などのリスクが発生した際は、影響範囲を即座に特定し、適切な対応ができるようになっていきます。

2017年はシステムの大幅な機能拡張を行ないました。これにより、適正かつ確実な化学物質の一元的な管理をシステム内で実現し、コンプライアンスのさらなる強化を図っています。

幅広い製品分野をカバーするコンシューマープロダクツ事業と、素材開発を基盤としたケミカル事業を併せ持つ花王グループは、数多くの化学物質を取り扱っています。グローバル・ボーダレス化する各種法規制、環境規制に対応するべく、「使用禁止物質」「使用削減物質」「取扱注意物質」などの自主基準を策定し、データベースへ登録する際のゲート管理を徹底しています。

社内専門スタッフによる一元的な管理のもと、「化学物質総合管理システム」に蓄積されたデータは、グループ全体の各部門で共有し、グループ一体となった化学物質の適正管理を積極的に進めています。

花王化学物質総合管理システム



※1 SDS
化学製品を安全かつ適切に取り扱うために、製品に含まれる物質名、危険有害性情報、取り扱い上の注意などに関する情報を記載した書類。Safety Data Sheet

※2 MSDSplus
特定の化学物質の情報伝達シート。

教育と浸透

花王は、SAICM 推進の活動内容や花王がリスク評価を行なった花王優先評価物質の安全性要約書を、花王および花王ケミカルウェブサイトに掲載し、社内外への浸透に努めています。

SCM 部門では、入社時・配転時の教育から専門分野・経験に応じた教育プログラムを構築しており、その中で化学物質の危険性・有害性に関する教育を行なっています。

また、消費者向け製品、化学品および素材開発に携わる研究者や生産に携わる花王および協力会社の従業員に対する教育も行なっています。化学物質管理に関する説明会を毎年実施しており、2017年は274人が参加しました。

ステークホルダーとの協働

花王では、化学物質管理における社会情勢やステークホルダーの企業への要望等について理解を深め、SAICM 推進活動にフィードバックするために、SAICM 推進委員会に定期的に外部有識者をお招きし、講演会や意見交換会を実施しています。2017年も講演会および意見交換会を実施しました。

また、化学業界による SAICM への貢献活動として、国際化学工業協会協議会 (ICCA) が提唱し一般社団法人日本化学工業協会が2009年から進めているプロダクトスチュワードシップに基づく化学物質管理強化のための自主的活動 (JIPS[※]) に、花王も積極的に参画しています。

さらに、行政によるアジア諸国との化学物質管理に関する取り組みにも協力し、国内外の行政当局との意見交換などを積極的に行なっています。

※ JIPS

化学物質管理強化のための自主的活動。Japan Initiative of Product Stewardship

SAICM の合意を受けて、国際化学工業協会協議会 (ICCA) が推進している「グローバルな化学物質管理を強化する行動指針 (GPS)」に基づいた取り組み。

中長期目標と実績

中長期目標

花王は、持続可能な社会の実現をめざして、以下の中長期目標を掲げています。

1. 化学物質のリスク評価

花王での製造・使用数量、人や環境へのばく露量や、花王の企業活動における重要性などを考慮して花王優先評価物質を選定し、そのリスク評価を行ない適切に管理するため、以下の目標を設定しています。

- ・花王優先評価物質(19カテゴリー)のリスク評価の2020年までの実施と継続

2. 化学物質のライフサイクルでの管理

化学物質を取り扱う現場で化学物質が作業者の健康に悪影響を及ぼさないように、以下の目標を設定しています。

- ・化学物質を取り扱う現場でのリスクアセスメントおよび対策の2020年までの実施と、新規取り扱い物質のリスクアセスメントおよび対策の継続

3. ステークホルダーとの化学物質リスクコミュニケーション

花王が製造・使用している化学物質の安全性情報をサプライチェーン全体に伝達し、化学物質に関わる安全を確保し適切に使用、対応できるように、以下の目標を設定しています。

- ・花王優先評価物質の安全性要約書20件の2020年までの公開と継続
- ・ケミカル製品のGPS安全性要約書*150件の2020年までの公開と継続

※ GPS 安全性要約書

一般社会に対して化学物質の安全性情報の概要を提供する書類。物理化学的特性のほか、リスクが適切に管理される使用・加工の取扱条件、リスク管理措置などが記載された書類で、川下ユーザーへの情報伝達にも利用される。

2017年の実績

SAICM 推進委員会では、2017年の各プロジェクトの目標として以下を掲げ、計画通り活動しました。

1. 化学物質のリスク評価

- ・中期計画に沿った花王優先評価物質のリスク評価とリスク評価書の作成
- ・化学物質ライフサイクル管理システムの基盤構築

2. 化学物質のライフサイクルでの管理

- ・化学物質を取り扱う現場でのリスクアセスメントに基づいたリスク低減対策の立案と実施
- ・化学物質を取り扱う現場でのGHS*に従った危険有害性表示

※ GHS
化学品の分類および表示に関する世界調和システム。Globally Harmonized System of Classification and Labelling of Chemicals

3. ステークホルダーとの化学物質リスクコミュニケーション

- ・SAICM 推進活動成果物の一般公開
- ・ステークホルダーコミュニケーションの検討



→詳細はP48-49「具体的な取り組み：化学物質のリスク評価／化学物質のライフサイクルでの管理／ステークホルダーとの化学物質リスクコミュニケーション」

- 化学物質に関わる規制遵守、化学物質の安全、環境に関わる課題への対応として、グローバルな化学品法規制への対応、ケミカル製品の情報提供によるサプライチェーン全体での化学物質適正管理に向けた活動、ケミカル製品の輸出入管理の強化を行ないました。

- PRTR 法対象化学物質やVOCの排出量管理、大気汚染防止への取り組みなども継続して活動を推進しました。

具体的な取り組み

化学物質のリスク評価

1. 中期計画に沿った花王優先評価物質のリスク評価とリスク評価書の作成

2017年は中期計画に沿って、2017年に予定していた花王優先評価物質3カテゴリーのリスク評価を終了（累計15カテゴリー）し、結果をリスク評価書としてまとめました。3カテゴリーともにリスクは許容できるレベルでした。

2. 化学物質ライフサイクル管理システムの基盤構築

花王の化学物質総合管理システムをベースとして、グローバル化学物質数量管理システムの構築および既存の安全データシート（SDS）作成・管理システムの再構築を中心として、より進化させた化学物質ライフサイクル管理システムの基盤構築を検討しています。

化学物質のライフサイクルでの管理

1. 化学物質を取り扱う現場でのリスクアセスメントに基づいたリスク低減対策の立案と実施

化学物質を取り扱う現場でのリスクアセスメントに関しては、従来のコントロールバンディング法^{※1}による作業場での定性的なリスク評価に加え、欧州REACH^{※2}でのリスク評価にも採用されている、定量的なリスク評価手法であるECETOC TRA^{※3}を組み合わせで行なっています。

2016年6月施行の改正労働安全衛生法で義務化された通知対象物質については、新規作業・手順が変更された作業のリスクアセスメントおよびリスク低減対策の立案を継続しています。

2017年は、新規作業のリスクアセスメントが確実に行なわれるように、リスクアセスメントを商品開発プロセスへ組み込む検討を開始しました。

既存作業についても、製造エリアごとの最大リスクランクを決定し、それに応じたリスク低減対策の実施を開始しました。

2. 化学物質を取り扱う現場へのGHSに従った危険有害性表示

2016年から、作業者が作業前に、取り扱う化学物質の危険有害性を確認できるように、工場内のサンプリングや充填などの化学物質を取り扱う場所へGHSに従った危険有害性表示を継続しています。2017年までに、国内9工場のうち、2工場で表示を完了しました。今後、国内全工場への展開を進めていきます。

※1 コントロールバンディング法

化学物質の健康有害性についてのリスクアセスメント手法の一つ。国際労働機関（ILO）が、開発途上国の中小企業を対象に、有害性のある化学物質から労働者の健康を保護するために、簡単で実用的なリスクアセスメント手法を取り入れて開発した化学物質の管理手法。化学物質を取り扱う作業ごとに、化学物質の有害性、物理的形態（揮発性・飛散性）、取扱量の3つの要素によって、リスクの程度を4段階にランク区分し、管理のための一般的実施事項を区分ごとに示すほか、一般的に行なわれる作業については、より具体的な実施事項を示すことができるツールとなっている。

※2 REACH

EUの化学物質の登録、評価、認可および制限に関する規則。Registration, Evaluation, Authorization and Restriction of Chemicals

※3 ECETOC TRA (European Centre for Ecotoxicology and Toxicology of Chemicals Targeted Risk Assessment)

EUの化学物質登録制度であるREACHでも用いられているリスク評価ツール。リスク判定とともにリスク管理の方向性も得られる。

ステークホルダーとの化学物質リスクコミュニケーション

1. SAICM 推進活動成果物の一般公開

花王では、実施したリスク評価結果を安全性要約書としてまとめ、公開する活動を行なっています。

2017年は、花王優先評価物質の安全性要約書3件を追加公開(累計13件)し、さらに、花王ケミカル製品のGPS安全性要約書を18件(累計125件)公開しました。



→GPS 安全性要約書

<http://chemical.kao.com/jp/products/gps/>

2017年は、日本化学工業協会の化学品委員会から、JIPSについて顕著な取り組みを行ない、2016年最も多くのGPS安全性要約書を公開した企業として「JIPS賞」大賞を受賞しました。



→詳細は P52「具体的な取り組み:化学物質適正管理のためのケミカル製品の情報提供活動」/Topic 花王(株)のケミカル事業ユニットが「JIPS賞」大賞を受賞

2. ステークホルダーコミュニケーションの検討

花王では、ステークホルダーとの対面でのコミュニケーションも始めています。

2017年は、神奈川県が実施する子ども向け科学イベント「第17回かながわサイエンスサマー」のプログラムとして、川崎工場が「生活に役立つ製品のひみつ」というイベントを下記の項目をご理解いただくことを目的に実施しました。

- ・身の回りの製品は化学物質のさまざまな特徴を活かしてつくられている
- ・化学物質は、間違った使い方をすると人や環境によくない影響を与える場合がある
- ・花王では、それぞれの化学物質の影響がどのくらいの量で生じるか調べ、人や環境に有害な影響を及ぼさないか、製品ライフサイクルの各場面でしっかりと確認して製品をつくっている

2日間で100人の親子が参加し、実験を通じてボディウォッシュに配合されている成分の特徴、役割を学んでいただきました。「花王は地球環境や人のことも考えていることがわかりました。今度は私たちが使用量や方法を考えていきたいと思います」という感想もいただきました。身近なものを題材にして具体的な実験で化学物質の有用性を体感していただき、平易なことばで伝えることで、リスク管理の大切さをご理解いただくことができました。

今後もさまざまな活動を通して、化学物質への理解とリスク管理の大切さの啓発に取り組んでいきます。



→原料サプライヤー・法人顧客とのコミュニケーションについて詳細は P51「具体的な取り組み:化学物質適正管理のためのケミカル製品の情報提供活動」

化学物質に関する規制遵守、化学物質の安全・環境に関わる課題への対応

グローバルな化学品法規制への適合

花王グループでは、海外で製造もしくは海外に直接・間接に輸出している製品中の化学物質について、対象国での化学品管理制度に基づき、その数量や危険有害性に応じた登録を進めています。

欧州

EUでは、REACHにより年1トン以上製造・輸入される化学物質はすべて登録が義務付けられており、花王グループでは、欧州花王化学(KCE)と花王との緊密な連携のもと、毎年登録する物質を選定して着実に登録作業を進めてきました。

登録が必要な物質はすべて特定しており、登録を予定していた物質のうち87%の作業を2017年末までに完了しました。最終的な登録期限である2018年5月末までには、予定していたすべての登録を遅滞なく完了させる予定です。

米州

米国では、2016年6月にTSCA^{*1}が改正されました。新規化学物質の届出プロセス自体に大きな変更はありませんでしたが、審査の厳格化に対応し、必要な届出を着実に実施しています。

2017年8月には改正法の下、インベントリー見直し

の規則が発効しました。この規則に従い、花王グループが定められた期間に米国で製造・輸入した化学物質の届出を、2018年の期限までに実施する予定です。

アジア(中国・韓国・台湾・タイ・ベトナム)

中国をはじめアジアの国・地域でも、新規化学物質や危険化学品に相当する製品等の登録が急速に義務化されつつあります。花王グループでは、現地法人と連携し、製造輸入前の届出を行なっています。

中国では、2010年より新化学物質環境管理弁法で新たに製造・輸入される物質の登録が義務付けられています。また、危険化学品相当製品の登録もますます強化されています。花王グループでは、花王(中国)投資などの現地法人と連携し、製造・輸入前の登録を行ないました。2018年も、新たな関連法規制定や現行法改正の状況を把握し、関係部門と共有することで、滞りなく法規対応を行なっていきます。また、2018年以降、登記有効期限を迎える危険化学品製品について、現地法人と連携して更新登録を開始しています。

韓国では、2014年化評法(K-REACH)^{*2}施行後、新規化学物質および既存化学物質の登録対応・数量報告の実施など、法に基づく対応を実施しました。また、登録対象既存化学物質の協議体についても、韓国代理人を通して2協議体に参加し、登録期限である2018年6月に向け、取り組んでいます。さらに現在、化評法の一部改正案が公表されており(2017年12月現在)、年1トン以上のすべての既存化学物質に再登録が義務付けられる方向(EUのREACHに類似)であることから、状況を注視しながら対応する計画です。

台湾では、毒性化学物質管理法の下、製造・輸入量が年100キロを超える化学物質について、2カ月ごとに物質集計を行ない、花王(台湾)と連携しながら届出を行ないました。2017年末に公表された第1回の登録対象既存化学物質のドラフトのうち、該当物質については、花王(台湾)、ケミカル事業部と連携しながら対応する予定です。

タイでは、2015年8月、既存化学物質インベントリー
の構築と新規化学物質登録制度に関する発表がありま
した。新規化学物質登録制度の開始時期は未定ですが、
既存化学物質のインベントリーについては引き続き花
王インダストリアル(タイランド)と連携しながら届出
を行なっています。現在実績のある製品を中心に、必
要な製品をリストアップし、ほぼ予定どおり第一次の
届出を完了しました。引き続き、新規化学物質登録制
度と既存化学物質のインベントリー公表の状況を注視
しながら、二次対応として既存製品・化学物質の届出
準備、対応を行なっています。

ベトナムでも、化学品法の下、既存化学物質インベ
ントリーの構築が進められています。2017年3月にドラ
フトが公表され、その後も追加公表が予定されてい
ることから、花王(ベトナム)と連携しながら、追加届出
を計画しています。

そのほか、インドネシア、マレーシア、フィリピン、
シンガポールでも、製造、輸入、使用等に関する各種
化学品法令への対応を進めています。

※1 TSCA

米国の有害物質規制法。Toxic Substance Control Act

※2 化評法(K-REACH)

韓国の化学物質の登録および評価等に関する法律。Act on
Registration and Evaluation, etc. of Chemical substance
(K-REACH)

化学物質適正管理のための ケミカル製品の情報提供活動

花王では、サプライチェーン全体で化学物質に関わ
る安全を確保し適切に使用、対応できるように、ケミカ
ル製品の安全性情報の伝達を推進しています。

1. SDSおよび製品ラベルのGHS対応

ケミカル製品では、世界各国で導入されている各国
のGHSに対応したSDSの発行、製品ラベルの貼付を推
進しています。

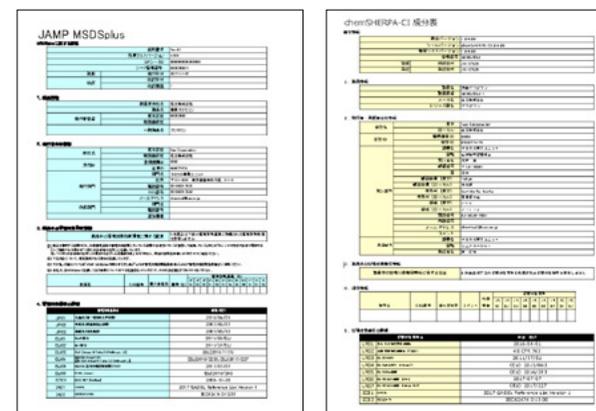
日本およびアジア関係会社におけるケミカル事業で
は、GHSに対応したSDSおよび製品ラベルの作成、化
学物質総合管理システムによる管理での一体運用を
2008年に開始しています。

2017年は、日本およびアジアの拠点からGHS実施
国・地域(日本、EU、米国、台湾、韓国、中国、シンガポ
ール、タイ、インドネシア、ベトナム、マレーシア)へ販売
する製品のGHSラベル貼付を引き続き行ないました。
また、欧州の拠点からアジアへの輸出の際に、輸出国に
対応したラベル貼付の検討を開始しました。

2018年もGHS実施国などの動向を注視し、グロー
バルな取引を円滑に行なうため、GHSに対応したSDS
および製品ラベルの作成・発行を推進していきます。

2. 含有化学物質情報の提供と入手

ますます強化される各国法規制や業界基準に対応す
るため、花王はケミカル製品に含まれる化学物質の管
理(製品含有化学物質管理)を積極的に進めています。
JAMP※1の設立メンバーである花王は、JAMPが提案す
る共通書式を使用して、効率的な製品含有化学物質管
理や情報伝達を継続的に進んできました。



花王ケミカル製品のMSDSplus出力例(左)とchemSHERPA出力例(右)

2017年は1月にMSDSplusの改訂版(物質リスト
Ver.4.070)を発行し、販売代理店を通じて顧客へ配布
したほか、ウェブサイトでも公開しました。同様に、ア
ジア関係会社の製品について最新版MSDSplusを各関
係会社のウェブサイトにて英語・中国語で公開しました。

一方、経済産業省が主導して開発した新しい製品含
有化学物質情報伝達スキーム「chemSHERPA※2」は、

2016年4月からJAMPがその運営を担うことになり、花王は2017年9月に、業界に先駆けchemSHERPA-CI^{※3}の改訂版(物質リスト Ver.1.04.00)の切り替えを行ないました。現在chemSHERPA-CIは、各種ウェブサイトで公開(日本語・英語・中国語)していますが、販売代理店を通じて顧客へ積極的に自主配布も行ないました。

今後もサプライチェーンにおける製品含有化学物質管理の向上と普及に向けて、社内外の関連部門や関連団体と協力して積極的な活動に取り組んでいきます。

3. 化学物質のリスク情報(GPS安全性要約書)の公開

化学業界によるSAICMへの貢献活動として、国際化学工業協会協議会(ICCA)が提唱し、一般社団法人日本化学工業協会が2009年から進めているプロダクトステewardシップに基づく化学物質管理強化のための自主的活動(JIPS)に、花王も積極的に参画し、顧客との化学物質に関するコミュニケーションを推進しています。

従来より、花王は化学物質コミュニケーション活動として、国内外のケミカル製品について、SDS、chemSHERPAや欧州対応のeSDS^{※4}の公開を進めています。近年では、危険有害性情報や製品のリスクに関する情報などをわかりやすく記述したGPS安全性要約書を花王ケミカルウェブサイトおよびICCAのGPSケミカルポータルサイトに掲載しています。このGPS安全性要約書の公開活動は、花王におけるSAICM推進活動の重要な要素である「ステークホルダーとの化学物質リスクコミュニケーション」の推進活動として位置づけています。



- GPS安全性要約書
- ・花王ケミカルウェブサイト
<http://chemical.kao.com/jp/products/gps/>
- ・ICCAのGPSケミカルポータルサイト
<http://icca.cefic.org/en/Home/Global-Product-Strategy/global-product-strategy/chemical-information-search/?t=ByCompanyName&v=kao&ft=ByCompanyName&fv=kao>

2017年も花王が取り扱う複数の花王優先評価物質について、リスク評価の成果物として安全性要約書を花王ケミカルウェブサイトに公開し、これらに関連するケミカル製品についても日本語版と英語版のGPS安全性要約書を18件作成し、花王ケミカルウェブサイトとICCAのGPSケミカルポータルサイトに公開しました。また、REACH登録を行なった製品のGPS安全性要約書についても2件作成し、同様に公開しました。これにより、花王グループのグローバル公開件数は累計で125件となり、昨年に引き続き国内企業では最多の公開件数です。

2018年もGPS安全性要約書の公開を進め、顧客・社会とのリスクコミュニケーションをグローバルに推進していきます。

※1 JAMP
アーティクルマネジメント協議会。Joint Article Management Promotion consortium

※2 chemSHERPA
製品に含有される化学物質を適正に管理し、拡大する法規制に継続的に対応するためのサプライチェーン全体で利用可能な新しい情

報伝達共通スキーム。

→ chemSHERPA ウェブサイト <https://chemsherpa.net/>

※3 chemSHERPA-CI
MSDSplusに相当する特定の化学物質情報を伝達するための化学製品データ作成支援ツール。

※4 eSDS
拡張安全データシート。従来のSDSにリスク評価やリスク管理にかかわる記載が追加されたもの。



→ P98「コミュニティ>法人顧客とのコミュニケーション(ケミカル事業)」



花王(株)のケミカル事業ユニットが「JIPS賞」大賞を受賞

2017年2月、花王(株)のケミカル事業ユニットが「JIPS賞」大賞を受賞しました。

「JIPS賞」は、一般社団法人日本化学工業協会の化学品委員会が2017年に創設した制度で、サプライチェーンを通じた化学品管理の自主活動GPS/JIPSで顕著な取り組みを行なった企業を表彰するものです。

花王は2016年に最も多くのGPS安全性要約書を公開した企業となっており、積極的に化学物質管理に努めていることが評価されました。

授賞式後の講演では、国内・アジア関係会社や欧米の関係会社でも公開を進めていくことなどをご説明しました。



授賞式

ケミカル製品の輸出入管理の強化

ケミカル事業のグローバル化が加速するなか、花王のケミカル関連会社での輸出入時の自動法規チェックの必要性や社内外からの法規遵守のためのチェック体制強化の要望など、輸出入管理のためのシステム導入の重要度は非常に高まってきています。

花王では、2018年までにすべてのケミカル関連会社へ新たな輸出入管理システムの導入を目標とし、準備を進めていましたが、こうした情勢を受け、2016年の米国ケミカル関連会社への導入に続き、2017年には、欧州およびアジアケミカル関連会社（計11カ国）への一斉導入を完了し、運用を開始しました。

国内法規制遵守に向けた活動

1. 化審法対応

化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律（化審法）では、用途ごとの数量報告が義務となっていることから、2017年も販売代理店の協力を得ながらケミカル製品の詳細用途情報を調査して、最新情報に更新し数量報告を実施しました。

また、2017年に追加された化審法優先評価化学物質については、顧客や販売代理店へ情報提供するために、対象となるケミカル製品のSDSを改訂しました。

2018年も販売代理店の協力を得ながらケミカル製品の用途情報の調査・更新を行なうとともに、該当するケミカル製品について優先評価化学物質に関する情報提供を行なっていきます。

2. 労働安全衛生法対応

2017年に追加された労働安全衛生法の表示・通知義務対象物質について、対象となるケミカル製品のSDSを改訂し、関係する顧客や販売代理店に配布しました。2018年も労働安全衛生法の追加物質について対応を行なっていきます。

化学物質の排出量管理

PRTR法対象化学物質の排出を把握・管理

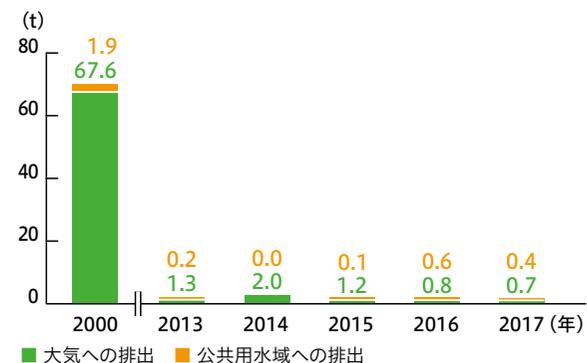
花王は、2000年度に各工場からの物質ごとの年間排出量を1トン以下に規制する自主目標を掲げて活動を開始し、2002年度にその目標を達成しています。その後、フロンガスの漏えいなどを除いて、自主目標を守り続けています。

花王が2017年に1トン以上取り扱ったPRTR法対象化学物質は75種で、大気および公共用水域への総排出量は1.1トンでした。また、一般社団法人日本化学工業協会が自主調査対象として定めた化学物質についてもPRTR法対象化学物質と同様に排出量や移動量等を把握し管理しています。



→詳細は「PRTR法対象物質の排出量」
<http://www.kao.com/jp/corporate/sustainability/environment/activity-data/chemical-management.html>

PRTR法対象化学物質の総排出量の推移



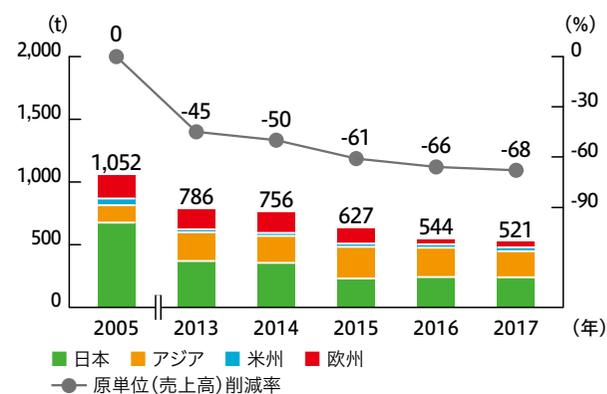
揮発性有機化合物(VOC)の排出量管理を実施

花王には、大気汚染防止法におけるVOC排出規制の対象となる設備はありませんが、自主的にVOC排出量の削減に取り組んでいます。

環境省環境管理局长通知の100種類を対象物質とし、各工場からの物質ごとの年間大気排出量を規制する自主目標(2005年5トン以下、2009年3トン以下、2010年1トン以下)を掲げ削減活動を進め、目標をクリアしてきました。現在は活動を維持することを目標とし、管理しています。

日本花王グループの工場で2017年に1トン以上取り扱ったVOCは34種であり、大気中への総排出量は9トン[☑]でした。

NOx 排出量の推移[☑]

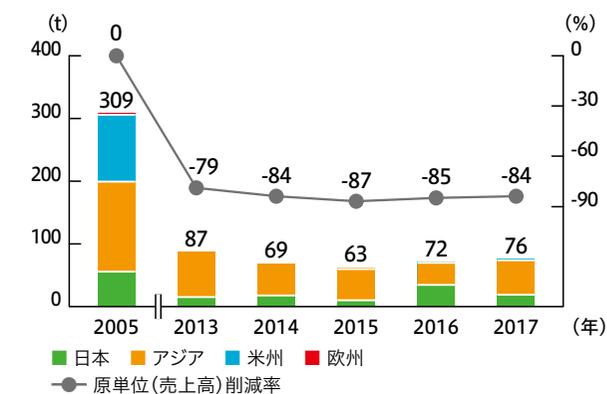


※ 集計対象は花王グループの全生産拠点

※ 保証対象はNOx排出量

※ 売上高原単位は、2015年度以前は日本基準、2016年度以降は国際会計基準(IFRS)にて算出しています。

SOx 排出量の推移



※ 集計対象は花王グループの全生産拠点

※ 売上高原単位は、2015年度以前は日本基準、2016年度以降は国際会計基準(IFRS)にて算出しています。

使用における取り組み

ケミカル事業における取り組み



→ P101「コミュニティ>法人顧客とのコミュニケーション(ケミカル事業)/具体的な取り組み:グローバルで環境保全に寄与する製品」



→ P101「コミュニティ>法人顧客とのコミュニケーション(ケミカル事業)/具体的な取り組み:Topic「水性インクジェット用顔料インク」と高機能特殊増粘剤「ピスコトップ」が受賞」